

令和 3 年 11 月 4 日

報道関係 各位

名古屋市立大学 事務局大学管理部
総務課長 石原 治 電話 : 052-853-8004

名古屋市立大学における令和 4 年度に就任する学長の候補者の選出について

公立大学法人名古屋市立大学定款の変更により、令和 4 年度以降の名古屋市立大学の学長は、理事長と別に任命することとされています。

この度、令和 4 年度に就任する学長の候補者として、浅井 清文氏（現 名古屋市健康福祉局医監・名古屋市保健所長、名古屋市立大学保健医療福祉連携理事）が選出されましたので、お知らせします。

学長の任命は選考会議の選考に基づき理事長が行い、任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。

なお、浅井 清文氏の略歴等は別添のとおりです。

【参考】

○地方独立行政法人法 抜すい

第 71 条第 5 項 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

○公立大学法人名古屋市立大学定款 抜すい

第 10 条の 2 市立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長の任命は、次条に規定する学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、前条第 2 項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

附 則（名古屋市会令和 2 年第 144 号議決（令和 2 年 12 月 9 日議決））

2 変更後の定款第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく最初の学長の選考は、変更前の公立大学法人名古屋市立大学定款第 11 条第 1 項の理事長選考会議を変更後の定款第 11 条第 1 項の学長選考会議とみなして、施行日（令和 4 年 4 月 1 日）前においても行うことができる。

○名古屋市立大学令和 4 年度に就任する学長の任期に関する規程 抜すい

第 2 条 令和 4 年度に就任する学長の任期は、4 年とする。

名古屋市立大学における令和4年度に就任する学長の候補者について

氏名 あさい きよふみ
浅井 清文

(現 名古屋市健康福祉局医監・名古屋市保健所長、
名古屋市立大学保健医療福祉連携理事)

昭和34年生(62歳)

専攻 分子神経生物学

略歴

(学歴)

昭和59年 3月 名古屋市立大学医学部医学科 卒業

平成元年 3月 名古屋市立大学大学院医学研究科博士課程 修了

(学位)

医学博士 (名古屋市立大学)

(職歴)

昭和59年 5月 名古屋市立大学病院 臨床研修医

昭和59年10月 名古屋市立東市民病院 医師

平成元年 4月 名古屋市立大学医学部 助手

平成10年 4月 名古屋市立大学医学部 助教授

平成13年 8月 名古屋市立大学医学部 教授

平成14年 4月 名古屋市立大学大学院医学研究科 教授

平成25年 4月 名古屋市立大学大学院医学研究科長 兼務 (平成29年3月まで)

平成28年 4月 名古屋市立大学 学長補佐 兼務

平成30年 4月 名古屋市健康福祉局 医務体制企画官

11月 名古屋市立大学 保健医療福祉連携理事

平成31年 4月 名古屋市健康福祉局 医監・名古屋市保健所長

現在に至る

(その他)

学会等役職歴 日本神経化学会評議員

日本医用マスメクトル学会監事

